

平成29年度

# 福島町議会

## 定例会3月第2回会議会議録

平成30年3月22日 開会

平成30年3月22日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意  
しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よ  
りできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫  
び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読い  
ただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

# 目 次

平成30年3月22日（木曜日）第1号

○議 事 日 程 .....	1 頁
○会議に付した事件 .....	1 頁
○出 席 議 員 .....	1 頁
○欠 席 議 員 .....	1 頁
○出 席 説 明 員 .....	1 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員 .....	1 頁
○開会・開議宣告 .....	3 頁
○町長あいさつ .....	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名 .....	3 頁
○日程第2 諸般の報告 .....	4 頁
○日程第3 議案第81号 福島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	4 頁
○日程第4 議案第82号 平成29年度福島町一般会計補正予算(第12号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	13 頁
○日程第5 議案第83号 平成30年度福島町一般会計補正予算(第1号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	18 頁
○休会の議決 .....	19 頁
○休会宣告 .....	19 頁

## 提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
81	福島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について	3月22日	原案可決
82	平成29年度福島町一般会計補正予算（第12号）	3月22日	原案可決
83	平成30年度福島町一般会計補正予算（第1号）	3月22日	原案可決

平成29年度

## 福島町議会定例会3月第2回会議

平成30年3月22日（木曜日）第1号

### ◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 議案第81号 福島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める  
条例の制定について  
日程第4 議案第82号 平成29年度福島町一般会計補正予算（第12号）  
日程第5 議案第83号 平成30年度福島町一般会計補正予算（第1号）

### ◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 議案第81号 福島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める  
条例の制定について  
日程第4 議案第82号 平成29年度福島町一般会計補正予算（第12号）  
日程第5 議案第83号 平成30年度福島町一般会計補正予算（第1号）

### ◎出席議員（10名）

議長	10番	溝部 幸基	副議長	9番	平野 隆雄
	1番	杉村 志朗		2番	滝川 明子
	3番	川村 明雄		4番	花田 勇
	5番	木村 隆		6番	平沼 昌平
	7番	佐藤 孝男		8番	熊野 茂夫

### ◎欠席議員（0名）

### ◎出席説明員

町長	鳴海 清春	総務課長	工藤 泰
総務課参事	小鹿 一彦	福祉課長	石岡 大志
教育長	前田 勝広	事務局長兼給食センター所長	鎌田 一志
監査委員	本庄屋 誠		

### ◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	阿部 憲一	議会事務局次長	鍋谷 浩行
議会事務局主査	谷藤 悟	議会事務局書記	平野 文子



(開会 10時29分)

---

## ◎開 会 ・ 開 議 宣 告

---

### ○議長（溝部幸基）

おはようございます。

ただいまから平成29年度福島町議会定例会3月第2回会議を開会いたします。

日程に入る前に、申し出がありますので、町長のあいさつを行います。

鳴海清春町長。

---

## ◎町 長 あ い さ つ

---

### ○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

定例会3月第2回会議の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、先般の3月会議の終了後、急な日程にも関わらず定例会3月第2回会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

まず、先般20日に札幌市において道へ派遣経験のある市町村長と知事及び道庁幹部等との懇談会が開催され、高橋はるみ知事、久保田副知事等と、道へ派遣経験のある14市町村長との懇談会があり、私も参加をさせていただきました。その懇談の場において、私の方から高橋はるみ知事に第二青函トンネルの話題をお話するなど、様々な意見交換をする機会を得たところでございます。また、道内の各首長さん方とも、各市町村の取り組みなどに関して情報交換することができ、大変有意義な経験をする事ができましたことを、まずご報告をさせていただきたいと思っております。

次に、3月20日、平成29年度の3月交付分特別交付税が閣議決定され、当町には1億9,004万1千円が交付されます。

なお、先般、繰上交付された5,100万円を除いた1億3,904万1千円が本日交付されます。これにより12月交付分も合わせた平成29年度の特別交付税総額は1億9,436万9千円となります。

それでは、本日の案件についてですが、条例の制定が1件、平成29年度の一般会計補正予算が1件、平成30年度の一般会計補正予算が1件の計3件のご審議をお願いするものであります。

まず最初に、条例の制定についてですが、介護保険法の平成30年4月からの改正により、道からの権限移譲等を受けて、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を制定するものであります。

次に、平成29年度一般会計の補正予算の内容ですが、先般、議決をいただきました、総合体育館及びファミリースポーツ公園パークゴルフ場管理委託契約に関する債務負担行為の変更となっております。

また、平成30年度の一般会計補正予算に関しましては、ただいまの債務負担行為に係る補正予算の追加をお願いするものであります。

この度の案件につきましては、いずれも先の定例会で正確かつ速やかに処理すべきものであり、事務処理の誤りや事務処理が遅れましたことに関しまして、改めてお詫びを申し上げたいと思っております。今後このようなことが無いよう十分注意を払い、職員共々対応してまいり所存でありますので、ご理解をお願いするものであります。

以上をもちまして、簡単ではありますが、開催にあたってのあいさつとさせていただきます。

なお、議案につきましては、担当課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ議決くださるよう、よろしくをお願いいたします。

### ○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長のあいさつを終わります。

---

## ◎会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

---

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
5番木村隆議員、6番平沼昌平議員を指名いたします。

---

◎諸 般 の 報 告

---

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。  
議会運営委員会の報告を行います。  
6番平沼昌平議会運営委員長。

○6番（平沼昌平）

平成29年度定例会3月第2回会議の開会に際し、本日、開催いたしました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

まず、議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、3月第2回会議の審議日数については、本日1日を予定いたしましたので、議事運営にご協力いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会3月第2回会議の議事は、ただいま平沼昌平議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

また、諸般の報告も既に印刷のうえ、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

---

◎議案第81号 福島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

---

○議長（溝部幸基）

日程第3 議案第81号 福島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

提案理由の説明を求めます。

石岡大志福祉課長。

○福祉課長（石岡大志）

それでは、議案の1ページをお願いいたします。

議案第81号 福島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

福島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

平成30年3月22日提出、福島町長。

説明につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、説明資料の1ページをお願いいたします。

今回の条例制定につきましては、当初、都道府県から市町村への権限移譲で1年間の経過措置があるため、平成31年度からの条例制定でよいとの情報でありましたが、本年2月23日付で、経過措置はなく、平成30年4月1日施行で市町村条例を制定することが必要との通知を見落とししたためでございます。本来ですと、3月定例会で提案すべき案件でございましたが、今回の提案となり遅れましたことをお詫び申し上げます。

1、条例制定の理由について。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定による介護保険法の改正（平成30年4月1日施行分）により、指定居宅介護支援事業者の指定等の事務は、同日以降、市町村が実施することとされます。これに伴い、指定居宅介護支援事業の基準等、現在都道府県の条例で定められている事項を、市町村の条例で定めることとなるものでございます。

2、条例の主な内容について。



指定居宅サービス等の事業の人員、整備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による改正内容を反映した基準省令の内容に基づいて条例を整理しています。

また、上記条例委任事項の③指定居宅介護支援事業者の指定の申請については、「福島町地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則」を一部改正することとしております。

条例委任事項としまして、①指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準、②基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準、③指定居宅介護支援事業者の指定の申請者の資格。

根拠規定としまして、①介護保険法第81条第1項及び第2項、②同法第47条第1項第1号、③同法第79条第2項第1号。

基準省令、①としまして、②の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準。③介護保険法施行規則第132条の3の2。

基準類型は、記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

条例の主な概要につきましては、31条までございますので、ポイント的な内容をご説明申し上げます。

(1) 目次。

第1章は総則でございます。第2章は指定居宅介護支援の事業の基本方針。第3章は指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準。第4章は指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準。第5章は基準該当居宅介護支援の事業に関する基準を整理しております。

第1条、趣旨としまして、この条例は、介護保険法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準に基づいて定めるものでございます。

第2条、指定居宅介護支援の事業の基本方針。

第1項、指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければなりません。

第2項から第4項までは、指定居宅介護支援の提供にあたって、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が適切に提供されることを基本方針とします。

第3条及び第4条、指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準。

第3条第1項は、指定居宅介護支援事業者は、1名以上の介護支援専門員、いわゆるケアマネージャーを常勤で置かなければなりません。

第4条は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。また、管理者は主任介護支援専門員でなければなりません。介護者の支援専門員との兼務について認めるための規定でございます。

第5条から第30条までは、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準でございます。

これは現在、北海道に規定される条例と同様の内容でございます。利用者に対する手続きの説明や同意、指定介護居宅支援の具体的取扱方針など、事業運営に関して、基本的に行わなければならない事項について、それぞれ定めております。

第31条、基準該当居宅介護支援の事業に関する基準。

一部の基準を満たしていない事業者の場合であっても、町として必要な事業所と判断した場合は基準該当居宅介護支援事業者として認めることができることとなっていることから、この場合は各種規定を準用することとし、また、読み替えする規定となっております。

3ページをお願いします。

3、施行期日について。

平成30年4月1日から施行します。

附則1。

第14条（第20号）に係る部分につきましては、居宅サービス計画に町長が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合は、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、その居宅サ

ービス計画を市町村に届け出なければならない。これは平成30年10月1日から施行いたします。

附則2。

経過措置としまして、第4条第2項に定めました管理者は主任介護支援専門員でなければならないという規定につきましては、平成33年3月31日までの間は、管理者とすることができるという経過措置でございます。

附則3。

本条例を定めることに伴いまして、これまで福島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例におきまして第14条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第9号」とありましたものを「福島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第14条第9号」に改め、第94条第2項中「指定居宅介護支援等基準第16条各号」を「指定居宅介護支援等基準条例第14条各号」に改めようとするものでございます。

4ページをお願いいたします。

参考資料としまして、居宅介護支援事業所について整理をしております。

(1) これまで北海道が居宅介護支援事業所の指導等の業務を行ってきましたが、この権限が市町村に委譲されることになったため、北海道の条例と同様の内容で人員及び運営に関する基準等の条例を、国の省令に準じて制定するものでございます。

(2) 居宅介護支援事業者とは、介護支援専門員、いわゆるケアマネージャーが要介護認定申請の代行やケアプランの作成、各種介護サービス事業者との連絡・調整等をする事業所でございます。

(3) 介護支援専門員（ケアマネージャー）の主な業務は、利用者を訪問し、希望に沿った在宅介護サービスの利用のためにケアプランを作成し、サービス事業者や病院等との連絡や調整、介護サービスに関する利用料の管理（給付管理）などがございます。

福島町の介護支援事業所（平成30年3月1日現在）は、事業所名、福島幸愛会陽光園居宅介護支援事業所、社会福祉法人福島町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所、スマイル指定居宅介護支援事業所。所在地、運営法人、在籍介護支援専門員は記載のとおりとなっております。

なお、条例につきましては、議案1の1ページから15ページに条例を掲載しておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上で、議案第81号の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

（休憩 10時46分）

（再開 10時46分）

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

石岡大志福祉課長。

○福祉課長（石岡大志）

ただいま説明した内容で、2ページの第1条の趣旨の3行目になりますが、「人員及び運営に関する基準について定めるものです」というのが正しい内容ですので、訂正してお詫び申し上げます。

○議長（溝部幸基）

訂正しておきます。

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

8番熊野茂夫議員。

○8番（熊野茂夫）

居宅介護支援専門員の分野、いわゆる支援事業所の範囲ということの理解だと思うんですが、まず確認したいと思います。当町の現在のいわゆるケアプランの作成そのものが、全体的にどれぐらいの人数作成

になっていますか。

それと、当町は今ここの事業所の3名という人数の各事業所1名ずつという格好になっていますけれども、当町におけるいわゆるケアマネージャー、支援専門員の人数等は把握されていますか。

それと、具体的な中身なのですが、この現行の支援専門員、ケアマネージャーがプラン作成で抱えられる法的な上での人数。これは何名ぐらいまでというアッパーで決まっているはずなのですが、その点が1点。

それと、その一人ひとりの計画作成をしていく上での現行におけるケアプラン料、報酬はいくらになっていますか。

○議長（溝部幸基）

石岡大志福祉課長。

○福祉課長（石岡大志）

ただいまの部分の数字的なものに関しては、今、持ち合わせておりませんので、後ほどご回答を申し上げますと思っています。

○議長（溝部幸基）

8番熊野茂夫議員。

○8番（熊野茂夫）

サービスの方もそうなのですが、いわゆる計画作成のところが法的に変わったということで、各自治体にそここのところの指定認可そのものが移るという形。基本的にそういうことなんだろうと思いますけれども、そうなれば、今まで道の方が国保連も通じて報酬等々の決裁というのは全部されてきているはずなんですけれども、実際に事業所の管理だとか指導監督というのは、すべて道の方の形で管理されてきたという格好の中で、今度、町に移ってくるということなので、この辺のことというのはきめ細かく町内の中のことをきちんと把握していくことが大事になってくると思うんですが、先ほどの人数については大事な視点なので、できればお知らせ願いたいと思います。

それと、現在、ほとんど居宅サービスの事業所と支援の計画のところの支援事業所が併設という格好になっているのが現状ですね。

○議長（溝部幸基）

石岡大志福祉課長。

○福祉課長（石岡大志）

居宅介護に関しては、いわゆる訪問介護を含めた中でのケアプランの作成等ということですので、現在、3事業所が道から指定を受けております。それが町に移行されると。その手続き、認可等の部分が町に移行されるということになっております。また、詳細の指導内容につきましては、道からの指導を仰ぎながら今までやってきていた実績等がございますので、町の私どもも勉強して指導運営の方には当たっていきたくて考えております。

○議長（溝部幸基）

質疑を続けます。

6番平沼昌平議員。

○6番（平沼昌平）

文言のことでお聞きしたいと思います。3ページ、1条の「その居宅サービス計画を市町村に届けなければならない」と。これは道から町の方に権限委譲されているわけなんですけれども、福島町のこの計画はどここの市町村に出すのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

（休憩 10時51分）

（再開 10時52分）

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

そのほか。

4番花田勇議員。

○4番（花田勇）

第3条と第4条なんですけれども、このケアマネージャー1人がいたら全ての事が出来るということなんでしょう。なにか文言では随分面倒くさく書いているけれども、第3条には指定居宅支援事業者は1名以上の介護支援専門員、いわゆるケアマネージャーを常勤させなければならないとあるんですけども、第4条において指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならないと。この管理者が主任介護支援専門員でなければなりません。管理者の介護支援専門員との兼務について認めるための規定であります。それじゃあ、この常勤の管理者というのは何に当たるんですか。いわゆるケアマネージャーのことを指すんですか。

○議長（溝部幸基）

石岡大志福祉課長。

○福祉課長（石岡大志）

ここの第3条と第4条に関しては、それぞれの居宅介護支援の事業所の人員に関するものを整理しております。今、ご質問のとおり、最低1名以上はケアマネを配置しなきゃいけないというのが1つと、それから管理者はケアマネでなければならないと。なかなかその部分の仕切りが非常に難しいものですから、管理者はケアマネを兼務できるという部分です。本来ですと、専属の管理者ということで事業所をマネジメントする管理者があつて、別にケアマネというスタイルが望ましいんでしょうけれども、そういう部分でなかなかケアマネの資格を持っている管理者自体が非常に市町村によっては厳しい状況にもなるということで、これは兼任について認めるという内容になっております。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

8番熊野茂夫議員。

○8番（熊野茂夫）

先ほど質疑したところが非常に大事な数値で、事業所そのものが現在の制度の中では、いわゆるサービスと、そのサービスの前提となるケアプランを作成する支援事業所という形でなっています。それで、施設等々であれば、それが一定程度管理されている枠内に、いわゆる施設の中にあるわけですから、さほど問題にはならないんだろうと思いますけれども、現実の問題として、いわゆる居宅サービスで訪問介護している事業所と支援のところというのが非常に難しい面がありまして、ですから、さっきお聞きしたのは、今、4番議員の方からもそういうところの心配に繋がる問題なんだろうと思いますけれども、支援事業所の人員管理のところ、専門員、ケアマネージャーイコール管理者という状況で、いわゆる1人ですよ。だから、事業所としての運営管理はしなきゃならない。そして、実際の仕事であるケアプランの作成もしていかなきゃならない。それと同時に、その2つ、3つ以上のことを1人でやっていくという状況におおそくなるんだろうと思います。それで、先ほど質問した、ケアマネージャーが1人でもってカバーできる対象者、いわゆる利用者の人数。さらに、その上での報酬。そうすると、事業所としての運営そのものがこの報酬でもって賄われていくという格好になりますので、その辺の財政的なものというのは非常に大きな視点になりますので、ここのところが具体的に分かってこない、私の方からこれ以上意見交換と言われても、なかなかしづらい部分があるかと思うんですよ。それはどうですか。

○議長（溝部幸基）

石岡大志福祉課長。

○福祉課長（石岡大志）

ただいまご質問いただきましたように、確かに1人当たりのアップパーと言いましょか、担当できる部分に制限がございますので、その部分に関しましては、後ほど整理してご回答申し上げたいと思います。

○議長（溝部幸基）

4番花田勇議員。

○4番（花田勇）

もう一度ケアマネについて聞きたいんですけども、3事業所に1名ずつと。その他に役場内にケアマネの資格を持った人はいるんですか。その他福島町に、現在3事業所に勤めていなくてもケアマネの資格を持っている人がいるんですか。分かったら教えてください。

○議長（溝部幸基）

石岡大志福祉課長。

○福祉課長（石岡大志）

役場福祉課内部では4名、現在ケアマネの資格を持っております。

○議長（溝部幸基）

4番花田勇議員。

○4番（花田勇）

あと町内にはいないんですか。事業所に1名ずつ3名いるけれども、その他に役場を抜かして、あとはいないんですか。

○議長（溝部幸基）

石岡大志福祉課長。

○福祉課長（石岡大志）

役場以外の町内の部分に関しては、3事業所以外にもいる状況なんですけれども、正確な人数につきましては、後ほど確認して回答申し上げたいと思います。

○議長（溝部幸基）

そのほか意見交換ございませんか。

6番平沼昌平議員。

○6番（平沼昌平）

今回、道の方から権限委譲で福島町という風になって、初年度はあくまでも道の方の条例、今までの条例に沿った流れでやっていくという感じになるうかと思っておりますけれども、今後やはり当町として独自の、どこの町もやっぱり独自色を出してくると思うんです。その内容で、第2条には、能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように配慮していく。この辺が在宅の方々にそれなりにリハビリをして健常になってもらうという方向性の文章だと思うんですが、当町として、今は北海道から委譲された内容で進むにしても、当町の独自色を出していくというのがポイントになってくると私は思うんですけども、現在の段階で何かそういう施策みたいなものは持っているのか、いないのか。お聞きいたします。

○議長（溝部幸基）

石岡大志福祉課長。

○福祉課長（石岡大志）

ここの2条に関しましては、指定居宅介護支援事業所としての基本方針を謳っているものでございますけれども、やはり在宅で生活している方に関しては、それぞれの能力に非常に幅があるということで、場合によっては町の包括支援センター主催でやっている色んなふれあい教室だったり、各町内会に入ってそういう展開をしておりますし、月に1回は3事業所と包括支援センターの保健師が中心にケア会議というものをやっております。その中で、それぞれの3事業所でケアプランを立てた方とケース会議を通じて、あるべき姿、支援する方向性みたいな部分を協議してやっておりますので、その部分を深掘りしながら進めていくようなイメージになってくるかと思っております。

○議長（溝部幸基）

6番平沼昌平議員。

○6番（平沼昌平）

事業所に任せるといようなニュアンスで聞こえるんですけども、町は町でやはり方向性というものをきちんと示さないと、町独自の居宅介護という方向性が明確になってこないんじゃないのか。その基本路線を出すことによって、事業所がどう努力していくか。こういう方向にはなりませんかね。そういう風を感じ取れませんかね。やはり町がきちんとした基本姿勢を事業所に提示して、福島町の居宅介護のあり方というものの方向性をきちんと出さなければ、私は北海道から権限委譲されても、されなくても、同じ

ような事業の状態であれば何も意味がないと思うんですけども。

○議長（溝部幸基）

石岡大志福祉課長。

○福祉課長（石岡大志）

町の介護支援の色々な部分がございますけれども、基本的にはやはり介護予防という部分に力を入れていくということを、これから認知症の施策も平成30年度から始まります。そういった部分での情報をケア会議なり通じて、それぞれの事業所のケアマネ、あるいは職員の方にもそういう方針と方向性を情報共有して進めていくというのが、まず第一義かと思います。その上で、やはり必要なサービスは受けるという権利がございますので、ケアプランの内容が適正だという部分であれば、給付決定して進めるという格好になります。

○議長（溝部幸基）

8番熊野茂夫議員。

○8番（熊野茂夫）

確認をもう1点忘れたんですけども、この事業所の指定ですね。今、中身は分からないので不透明なんですけど、事業所そのものは法人格を有する形の規定はありますか。

○議長（溝部幸基）

石岡大志福祉課長。

○福祉課長（石岡大志）

法人格に関しては、法人格が無くてもいいという内容になっております。

○議長（溝部幸基）

8番熊野茂夫議員。

○8番（熊野茂夫）

そうすると、法人格が無い状態で指定をする。ということは、この指定の管理そのものは、地方でもってどんな基準でどういう風に指定をし、管理していかれるような内容になりますか。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

（休憩 11時05分）

（再開 11時24分）

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

石岡大志福祉課長。

○福祉課長（石岡大志）

先ほどのご質問について、お答えします。

まず、ケアプランの作成人数は、年間になりますけど、平成28年度1,317件、平成29年度は2月までの分で1,329件。これに3月分が加算されます。

それから、ケアマネージャーの人数につきましては、北海道で登録制になっております。それで市町村ごとのケアマネの人数が公表されておられませんので、私どもでは把握しておりません。

それから、ケアプランの作成の1人当たりのケアマネの制限ですけども、1人当たり35件。これが上限になっております。ケアマネ1人当たり35件。これは月です。それで35件を超えた場合につきましては、減算算定、減額されるという状況です。

それで、ケアプラン料。これは介護度等に応じて変わってきますけど、1,198点から1,556点。1点当たり10円になっておりますので、額にすると1万1,980円から1万5,560円程度と。程度と申し上げますのは、様々な加算等がこれに加わってきます。

それで、ケアプランの作成の件数けれども、直近の部分で申し上げますと、社協さんが35件、スマイルさんが39件。先ほどご説明したように、35件を超えた部分に関しては半額等に減算をされます。それから、陽光園が21件という状況です。

それと、休憩前に私がお説明した法人格の指定の部分に関しては、法人格がなければならないということですので、誤った答弁をさせていただきました。訂正してお詫び申し上げます。

それで、指定に関しては、先ほどの議案説明資料の1ページの中段でも記載のとおり、規則の中で整理して、今までは北海道で指定していたものが今度は町の方で指定をするという流れになります。

○議長（溝部幸基）

8番熊野茂夫議員。

○8番（熊野茂夫）

分かりました。数字的なものも確認の上で、事業所そのものの運営として、現行のケアマネージャー1人当たりが持てる人数。そして、その1人当たりに対する一定の動きに多少バラつきがあろうかと思えますけれども、大体1万2千円前後という格好になってくるんだらうと思えますが、さらにこの指定が法人格を有するということになってきますと、今までずっと道の方で管理していた事業所の管理。これはケアプランを組めば、事業としてはそのことは終わるという感じになるんでしょうけれども、訪問介護の状態になったときに、そのケアプラン作成の状態がそのまま居宅サービスでもってきちんと実行されていくか、いかないかという管理の部分になってくると思うんです。こういうものが町の方にこうやって移管されてきていて、非常に煩雑になってくるだろうし、事務事業も大変になってくるんだらうと思うんですけれども、この辺のことをしっかりとらえながらやっていかないと、非常に厳しくなるだろうと。実際に課長、この移行によって、今後、当町において、こういう支援事業所が開設されてくるだろうかと。先ほどからマネージャーの資格を持っている人数は当町にどれぐらいいますかと。いわゆる、今、実際に展開している事業所と、さらには町の方で抱えているマネージャーさんと。これ以外の話になってくるわけなんです。ですから、その辺のこともきちんととらえていかないと、人数が増えていくかどうかという問題については今後の見通しの話になってくると思えますけれども、その辺の状況というのがどのように考えていますか。

○議長（溝部幸基）

石岡大志福祉課長。

○福祉課長（石岡大志）

その人数的な見通しにつきましては、先般も第7期の介護保険事業計画の中でお示しをしておりますけれども、ほぼ横ばいで推移するのかなという風に思っておりますので、今、申し上げた各3事業所のケアプランの件数に関しても、ピーク時よりは若干減少傾向にあるという状況でございます。

○議長（溝部幸基）

8番熊野茂夫議員。

○8番（熊野茂夫）

結局、ケアプランの作成内容。ここの中にもあるように、利用者自体の状況を如何に、福島なら福島の状況というのもあると思うんです。そのところにきちんと目配せした格好で、その利用者に応じたきめ細かなケアプランが作成されていくというのは大前提になってくると思うんです。ただ、そのときにやっぱり事業としてやっていくわけですから、管理者もやり、いわゆる実務もやりという話になってきたときに、この最初のところは気を付けていただきたいと思うんですけれども、法人格を取って、そして1人でもって管理者をやって実務をやっていくという風になってきたときに大変な話なんです。現実の問題としては、ですから、現状が、施設は施設の中でその支援専門の事業所をきちんと併設する格好になっている。建前上ははっきり分離されていますよね。おそらくそうだと思います。それから、訪問介護事業所であっても、本来であれば一体の事業の格好には見えるんですが、事務事業だったり会計管理だったりということは、きちんと分けられているはずだと思うんですけれども、こういう煩雑なところが町の方に丸投げされてきているような状況。まだこの他にもおそらく来るような可能性がしているんですけれども、非常に心配されますので、これはたまたま今年度急遽という話なんだけれども、きちんとその辺のことを掘り下げて準備しておかないと大変かなと。現状もまたきちんと分析しながらやっていかなきゃ駄目だなという風にして心配な面がいっぱい出てきますので、事業者そのものが非常に厳しい状況にも置かれるし、サービスを利用する利用者自身にも相当色んな影響がこここのところに出てくるんだらうと思えますので、その辺よろしくお願ひしたいと思えますけれども、最終的なところでお願ひします。

○議長（溝部幸基）

石岡大志福祉課長。

○福祉課長（石岡大志）

今回の権限委譲につきましては、法改正に伴うものということで、昨年、渡島管内の担当者会議の中では経過措置がありますと。これは法律の中できちんと整理されておりまして、平成30年4月から1年を超えない範囲で都道府県で読み替えると。それが急遽、今年の2月に東京都、神奈川県からの照会を受けて、厚生省がやはり平成30年4月から市町村での条例制定は必須であるというように、状況が急遽変わったところがございます。それで、もちろん北海道でやっている権限委譲ですから、北海道である程度指導にあたってのマニュアル等があるかと思っておりますので、そこを市町村の方で移管を受けていくという事務がこれから本格的になされるかと思っておりますので、その部分をしっかり受け継いで事業所の指導、管理運営等については当たっていきたくと考えております。

○議長（溝部幸基）

8番熊野茂夫議員。

○8番（熊野茂夫）

結局、先ほどケアプランを作成している、いわゆる利用者の人数が一定減少傾向にあるという言い方をされていまして、おそらく今の事業所の形態の中で当面は間に合っていくのかなと。新しい事業者の展開そのものが、この数字から言えば手を挙げてケアプラン、支援事業所を作るといふ話にはならないのかなと。これは憶測ですけども、そんな感じはするんですが、ただ、中身についてはきちんと留意されながら、注意深くこの辺のところは進めておいていただきたい。そのように思います。

以上です。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

今回の場合は、本当に急な中で事務担当も大分苦慮しているという状況の中で、道の方からしっかり権限委譲の関係でございますので、その辺は伝達を事務的に受けてきていたと思います。そして、介護については、課長の方からも説明しましたとおり、第7期の計画の中で町の方向性は示させていただきましたので、それに沿った形でやることになるんだと思います。そして、我々は幸いなことに他の町村、市を除けば別ですけども、他の町村に比べて民間の事業者もしっかりありますので、その中で熊野議員おっしゃるとおり、多分これ以上事業体が増えるということは今の人口体からいくと無いのではないのかなと思っておりますので、今ある3つの事業所をうちの保健師中心に包括センターの体制も少しずつですけども整えていこうという話をしていますので、そういった中でしっかり各事業所とうちの保健師さんが連携することによって、そこところは保護していければなという風に思っておりますので、今回は権限委譲の中での条例制定という形で、従来とほとんど変わらない形を踏襲することになるんだと思いますので、それを受ける側の我々がしっかりと備えていけば、事業者やお客さんに迷惑をかけることはないのではないかと思っておりますので、そのところを担当含めて、しっかりこれから取り組んでいきたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。



お諮りいたします。

議案第81号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第81号は可決いたしました。

---

◎議案第82号 平成29年度福島町一般会計補正予算(第12号)

---

○議長(溝部幸基)

日程第4 議案第82号 平成29年度福島町一般会計補正予算(第12号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課参事。

○総務課参事(小鹿一彦)

それでは、議案の17ページをお開き願います。

議案第82号 平成29年度福島町一般会計補正予算(第12号)。

平成29年度福島町の一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

第1条で、債務負担行為の変更は、「第1表 債務負担行為補正」による。

平成30年3月22日提出、福島町長。

次のページをお開き願います。

第1表債務負担行為の変更でございます。

今回の2件の債務負担行為につきましては、本年2月会議において議決いただきました債務負担行為について、限度額に不足が生じたので、限度額を変更するものでございます。

まず1件目が、総合体育館管理清掃委託業務に関する債務負担行為で、補正前、期間が平成29年度から平成30年度まで、限度額は366万3千円となっているものを、補正後、期間は変わらず、限度額を541万円とし、174万7千円増額するものでございます。

2件目が、ファミリースポーツ公園パークゴルフ場管理委託業務に関する債務負担行為で、補正前、期間が同じく平成29年度から平成30年度まで、限度額は322万9千円となっているものを、補正後、期間は変わらず、限度額を421万円とし、98万1千円増額するものでございます。

以上で、議案第82号 平成29年度福島町一般会計補正予算(第12号)の提案内容について、説明を終わります。

なお、このあと前田教育長より、今回の債務負担行為変更の理由の詳細につきまして、ご説明いたしますので、併せてご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(溝部幸基)

前田勝広教育長。

○教育長(前田勝広)

質疑・意見交換の前に、発言の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

この度の補正議案第82号と、関連がある第83号の補正予算につきましては、あつてはならないミスによるもので、教育委員会を代表する者として、議員の皆様、そして、鳴海町長をはじめ関係課の皆様にご迷惑をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

ただいま小鹿参事の説明に加えまして、私の方から経緯をお話させていただきます。

ご承知のとおり、町の施設管理委託につきましては、落札者とその後の4年間は随時契約により、合わせまして5年間契約を行うことを原則としております。総合体育館とパークゴルフ場につきましては、平成25年度に入札を執行し、平成29年度で契約期間の5年を迎えることになるものでございます。このため平成30年度からの新たな管理委託に向けて関連の予算を既に議決いただき、教育委員会ではこの予算に基づき総務課に管理委託業務の入札事務を依頼し進めておりましたが、この16日になりまして予算額に誤りがあることが判明した次第でございます。この誤りは、本来の積算金額に平成25年度の落札率を乗じた予算額としていたことによるものです。結果として、予算説明資料にもあるとおり、ただいま小鹿参事が説明したとおり、予算額に不足を生じる事態となったものでございます。このため議決いただい

ている予算額では、適正な契約事務を執行することができないことから、町長にお願いし急遽、定例会3月第2回会議に補正予算の提案をしていただいたものでございます。

今後は、このような事のないように十分に注意してまいりますので、ご審議のうえ議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

1 番杉村志朗議員。

○1 番（杉村志朗）

ただいまの説明で、5年間の更新に当たるということでございますね。まず確認をいたします。

○議長（溝部幸基）

鎌田一志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田一志）

そのとおりでございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

3 番川村明雄議員。

○3 番（川村明雄）

いずれの増加も、これまでの前期の分よりも50パーセント近い、あるいは30パーセント近いアップということですが、これまでと違う大きな部分というのは何か。そのところを教えていただきたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

鎌田一志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田一志）

先ほど教育長の方からも説明していただいたんですけれども、平成25年度に設計金額に基づき入札行為を行いました。その入札率で、次年度からは設計金額に入札率を掛けて契約していたものを、平成30年度は新しい形での設計金額をそのまま予算額として計上すると。その中で入札という形になりますので、金額的に前年度とかよりも大きく金額が予算計上になる形になります。

○議長（溝部幸基）

3 番川村明雄議員。

○3 番（川村明雄）

大きく変更したという内容ですけれども、その部分がちょっと分かりづらいんですね。例えば、業務でこの面がこのように変わりましたということであれば分かりやすいのかなと思うんですけれども、積算の根拠そのものが今までとどの部分が変わって、そして、いわゆる業務の委託内容はどう変わるのかという、大きく変わった面だとか、あるいは単価で人件費だけでこれだけの大きさになったのか。その辺がもし分かれば教えてください。

○議長（溝部幸基）

鎌田一志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田一志）

先ほどお話ししましたとおり、平成25年度に入札して、その次の年は設計金額に入札率で契約ということなんですけれども、総合体育館の平成25年度の落札率が67.7パーセント、ファミリースポーツ公園の平成25年度の落札率が76.9パーセントという形になっております。それと、人件費の単価の関係で、私どもでその施設によって軽作業員並びに清掃員等の単価で予算を設計しておりますが、軽作業員の単価については、平成25年度の町の単価8,100円が、平成30年度は1万1,500円と1.4倍になっております。事務員の単価は、平成25年度5,700円から、平成30年度は6,400円。清掃員の単価は、平成25年度5,600円から6,300円となっております。

以上です。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

(休憩 11時45分)

(再開 11時45分)

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鎌田一志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田一志）

平成25年度の設計額は、総合体育館で372万2,250円が設計額です。予算額は372万3千円。ファミリースポーツ公園のパークゴルフ場が、設計額が332万9,550円で、予算額は333万円です。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

1番杉村志朗議員。

○1番（杉村志朗）

前の会議で債務負担行為、確かそのときに業者の名前も発表になってあったと思いますけれども、まず確認をお願いします。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

(休憩 11時47分)

(再開 11時47分)

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

1番杉村志朗議員。

○1番（杉村志朗）

確かに今の教育長の説明は分かりますけれども、5年毎の更新になっているこういう委託管理。私も20年ほどおりますけれども、初めてでございます。そしてまた、1週間前に予算委員会がすべて可決されて、このような担当課からの問題でなくて、総務課からそれが気付かれたような今のお話であれば、もう少し担当課としての、そして今、川村議員が言われましたように、結局、莫大な金額の増額ですよ。確かに平成28年度から平成29年度、人勧のそういう値上がりによっての10万円から17、18万円の値上がりできたものが、今ここで100万円から180万円ぐらいの大きな増額。これはおそらくすべて人件費になるだろうと思いますし、あまりにも去年辺りの数字から見れば、いくら5年前の積算の数字が安いと言いながらも、あまりにも開きがありすぎる。総合体育館そのものも確かに休むこともできないだろうし、また、そしてパークゴルフ場の開場はいつからですか。

○議長（溝部幸基）

鎌田一志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田一志）

開場は、4月の下旬を予定しております。

○議長（溝部幸基）

前田勝広教育長。

○教育長（前田勝広）

誠に申し訳ございません。

それで、誤りに気が付いたのは総務課でなくて、教育委員会の生涯学習係、担当課の方で誤りに気が付いたということでございます。

あと、金額の増えた要因ですけれども、平成25年度から特に内容を濃くしたとか、積算の管理人の人数を増やしたとか、そういうことではございません。前段でうちの局長が話したとおり、ほとんどが労務単価でございますので、その上昇がやはり東日本大震災以後、急激に単価が伸びまして、それで町の規則がその都度、毎年賃金単価を改正しておりますので、その単価をもって積算するために平成25年度から見ると、3割、4割が設計上どうしても金額が高くなるということでございますので、その辺については理解していただければと思います。

それで、今回はこのような予算付けで、これから総務課の方に依頼して、平成30年度の管理委託の入札業務が執行されますので、その入札において業者さんがどれだけ頑張って価格を入れるかについては、これからの話でございますので、そのときの落札率によって、これからのまた平成31年度以降の予算額も関連して決まってくるということになりますので、繰り返しになりますけれども、大きな内容は変えていませんし、予算額が増えるのは人件費の増による内容ということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

1 番杉村志朗議員。

○1 番（杉村志朗）

オープンが4月下旬ですよ。今までであれば、春の雪解けとともに芝の生育も大分遅れて、そして養生するような期間で早朝解放はしてあったと。そして、本格的に6月くらいからという話でありましたけれども、現状まだ雪の下にあるだろうと思いますが、その辺の開場予定というのは4月下旬で大丈夫なんですか。

○議長（溝部幸基）

鎌田一志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田一志）

今議会を通りまして、入札行為を行いまして、4月当初から業者の方とパークゴルフ協会の方と協力をいただいて事業を推進しておりますが、一応予定としては、町長並びに教育長のオープンの動向もありますので、予定としては4月下旬ということで、当初予定は雪が多かったんですけども、ここ何週間かは気温が高かったり雨の関係で雪解けも少し早く進んでおりますので、一応そういう形では考えております。

○議長（溝部幸基）

意見交換を続けます。

8 番熊野茂夫議員。

○8 番（熊野茂夫）

教育長、これは当初であれば3月会議で、この人件費の増というのは当節の上からすれば当然あり得る話。平成25年度からの5年間の中での時間からすれば、こういう変化があって当たり前の話なんです。我々がこのようなことをきちんと議論し、そここのところの予算を見ていくという状況になったときに、皆さんが出されてくる数値そのものの正確性が私達にとっては大前提なんです。ですから、二度とこのような事が無いように、しっかりと肝に銘じてやっていただきたい。町長、今、たまたま教育委員会の問題で出てきましたけれども、他の所管についてもきちんとその辺のところは指導していただきたいなど。大事な視点だと思います。

町長が考えられること、また、教育長が考えられる、町行政なり教育行政の中で、様々な考え方が違っていたり、方向が違っていたりという話については、町内だけの話じゃなくて、道の施策だったり国の施策だったり展開していくことが変わっていくことも度々ある話だろうと思います。しかし、この予算編成の数値の問題につきましては、いずれにせよこれが大きな基点となって私達自身が議論し、その執行を認定していくという大事な視点なので、その点は肝に銘じていただきたいなど。日常の業務の中で一生懸命頑張られていることは重々分かるんですが、このことについてはきつく私の方からも意見として言わせていただきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

前田勝広教育長。

○**教育長（前田勝広）**

重ね重ね誠に申し訳ございません。

それで、教育委員会としても、なぜこのような誤りになったんだろうということで、分析・検証まではいかないんですけれども、局内の中でも議論はしました。それで、単純な計算ミスということではないんですよね。ですから、考え方を間違っていたということで、要は毎年予算を組んでいくシートがあるんですけれども、平成29年度と同じようなシートを使って、結果的に本来であれば500万円なら500万円という金額は出ているんです。それに落札率を乗じたものを予算額で挙げてしまっているんです。ですから、本来は6年目だからそうではないということは分かっているはずなんですけれども、その流れでやっちゃって、結果的に私も局長もその資料は貰っているんですが、その落札率を乗じているというところを見逃して、頭の金額だけ見て予算書と合っているなということでチェック漏れしてしまったということのミスが重なって今回の事案になっております。ですから、単純な計算間違いということではないので、考え方がやっぱりミスをしていますので、その辺については熊野議員から指摘があったとおり、今後、二度とこのような事の無いように、常に疑問を持って物事に当たっていきましょうということで意思確認はさせていただきましたので、今後はこのような事が無いように十分気を付けてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○**議長（溝部幸基）**

6番平沼昌平議員。

○**6番（平沼昌平）**

意見交換させていただきますけれども、今、教育長おっしゃったように、数字だけを見て気付かなかったというのであれば、教育委員会の教育費全体を見直していかなきゃならないんじゃないですか。今後、二度とそういうような事が無いと言っていますけれども、その危機管理みたいなのはどういう風になっているんですか。

○**議長（溝部幸基）**

前田勝広教育長。

○**教育長（前田勝広）**

基本的には、それぞれの立場の者が今まで以上に気を付けて点検・チェックしていくしかないんだろうなと思っておりますので、そういう意味において、係以下係長、次長、局長、教育長とおりますので、それぞれの段階で今まで以上にチェックに目配せしていくということで考えております。

○**議長（溝部幸基）**

そのほか意見交換ございませんか。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第82号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○**議長（溝部幸基）**

起立全員であり、議案第82号は可決いたしました。

---

◎議案第83号 平成30年度福島町一般会計補正予算（第1号）

---

○議長（溝部幸基）

日程第5 議案第83号 平成30年度福島町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
小鹿一彦総務課参事。

○総務課参事（小鹿一彦）

それでは、議案の19ページをお開き願います。  
議案第83号 平成30年度福島町一般会計補正予算（第1号）。  
平成30年度福島町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ272万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億3,148万7千円とする。  
平成30年3月22日提出、福島町長。  
まず、歳出からご説明いたしますので、資料No.2の5ページをお開き願います。  
平成30年度一般会計補正予算（第1号）の事務事業別説明資料でございます。  
まず、10款教育費、5項保健体育費、2目総合体育館運営費、事務事業予算名も同様に174万7千円の追加でございます。主な増減は、委託料の施設管理委託料で、ただいま債務負担行為補正の変更でご説明しましたように、施設管理委託料、補正前366万3千円に174万7千円を追加し、541万円とするものでございます。  
次に、5目ファミリースポーツ公園管理費、事務事業予算名も同様に98万1千円の追加でございます。こちらも補正理由は同様に、施設管理委託料、補正前322万9千円に98万1千円を追加し、421万円とするものでございます。  
以上で、歳出の説明を終わります。  
引き続き歳入をご説明いたしますので、No.1議案の26ページをお開き願います。  
歳入について、ご説明いたします。  
16款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で272万8千円の追加でございます。今回の補正に係る財源調整による追加であります。これにより平成30年度の財政調整基金からの繰入額は2億652万2千円となります。  
以上で、議案第83号 平成30年度福島町一般会計補正予算（第1号）の提案内容について、説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。  
質疑を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。  
説明員との意見交換を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。  
討議を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第83号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第83号は可決いたしました。

---

◎休 会 の 議 決

---

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本定例会3月第2回会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第10条の規定により、平成29年度定例会を休会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

平成29年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

---

◎休 会 宣 告

---

○議長（溝部幸基）

これで本日の会議を閉じます。

どうもご苦勞様でした。

---

（休会 12時03分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員